

山川菊栄記念会＊資料部情報

no. 2, 2024 年 2 月

「雇用平等法をめざして～1978 年、ある海外視察報告とその周辺」

山川菊栄記念会編

要旨

1978 年に、当時、社会党参議院議員田中寿美子氏（1909－1995 年）が「雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案」を第 84 国会に提出した後、欧州視察を行い、その帰国報告会席上で配布されたと思われる資料が、山川菊栄文庫資料整理のなかで見つかった。

「雇用の平等をめざして西欧の運動に学ぶもの」という資料の編著者は田中氏、イタリアの項目は随行者の一人である伊藤恭子氏によるものである。田中氏は山川菊栄のあと、日本婦人問題懇話会の代表を務めた。

国際化の入口にあった当時、女性労働政策の先進国の状況を記録したこの資料は、いまなお縮減しない日本のジェンダーギャップの素因を示している。資料保存の観点から、会合での配布資料であることを踏まえ、また伊藤恭子氏の了解を得て、山川菊栄記念会でグーグルフォトアプリを用いてデジタルテキスト化した。

そして、この視察に参加した一人、伊藤恭子氏にその当時の思い出を語っていただき付属資料とした。伊藤氏はかつて日本婦人問題懇話会マスコミ分科会に所属し、現在、NHK 退職者全国協議会会长、NPO 法人「高齢社会をよくする女性の会」理事として活躍されている。

キーワード

田中寿美子、伊藤恭子、雇用平等法、海外視察、1978 年、国連婦人年をきっかけにして行動する女たちの会

◎ 田中寿美子、伊藤恭子、山川菊栄記念会

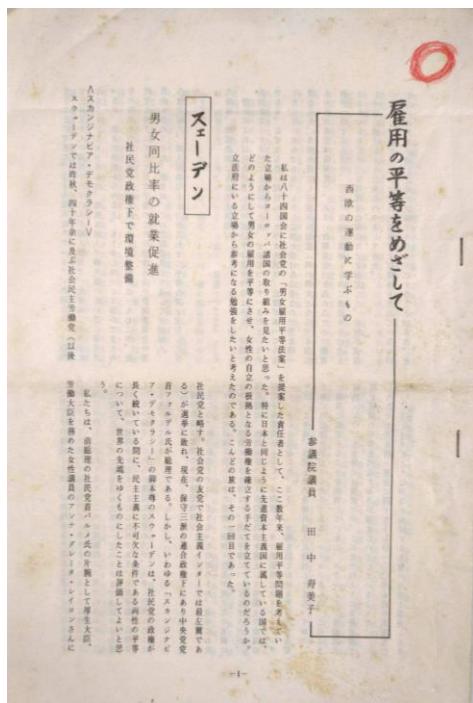
この作品は [クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 - 改変禁止 4.0 国際 ライセンス](#) の下に提供されています。

引用するときは次の形式でお願いします。

山川菊栄記念会編 「雇用平等法をめざして～1978 年、ある海外視察報告とその周辺」『山川菊栄記念会＊資料部情報』 no. 2, 2024 年 2 月 （山川菊栄記念会サイト
https://yamakawakikue.org/archives_info/内），閲覧年月日

「雇用平等法をめざして ～1978年、ある海外視察資料とその周辺」

山川菊栄記念会編



この資料は、山川菊栄文庫資料（神奈川県立図書館蔵）にあり、B5判・縦書き2段組で作成された10ページをホチキス止めしたもので折り目がついている。第1頁の右上に赤鉛筆で大きく丸が付されており、送付されてきた資料に山川菊栄が書き入れたものと思われる。

1978年に、当時、社会党参議院議員田中寿美子氏（1909–1995年）が「雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案」を第84国会に提出後、欧州視察を行い、その帰国報告会席上で配布されたものと推定される。帰国報告は、9月4日に婦選会館で開かれた「国際婦人年をきっかけに行動を起こす女たちの会」の定例会で行われ、200名くらいの参加を得て盛会だったという（井上輝子監修『田中寿美子の足跡 20世紀を駆け抜けたフェミニスト』2015年, p. 119）。報告の講演記録は『婦人問題懇話会会報』29号（1978年、

<https://doi.org/10.11501/2247440>）に田中氏自身

が執筆しているが、この資料の記事は田中氏、イタリアの項目は随行者の一人である伊藤恭子氏によるものである。前掲『田中寿美子の足跡』収録の著作目録でみると、同じ記事タイトルが『社会新報』の1978年7月18日から8月4日までにみえる。

田中寿美子氏は、労働省婦人少年局で山川菊栄の部下であった。1952年から同局婦人課長を務め、1962年の婦人問題懇話会結成当時から中核にいて、1965年参議院全国区初当選、議員活動のなかで山川菊栄のあと代表となつた。山川菊栄の没後、1981年山川菊栄記念会の創設に加わった。岩波書店刊行の『山川菊栄集』編纂者の一人であり、解題を第1巻と第4巻に著している。

国際化の入口にあつた当時、女性労働政策の先進国の状況を記録したこの資料は、いまなお縮減しない日本のジェンダーギャップの素因を示している。資料保存の観点から、また会合での配布資料であることを踏まえ、伊藤恭子氏の了解を得て、山川菊栄記念会でグーグルフォトアプリを用いてデジタルテキスト化した。一部国名を現在の表記に合わせたほか、わかる範囲で注記を施した。田中寿美子氏については「日本婦人問題懇話会の軌跡」サイトに顕彰ページがある。

随行者の一人、伊藤恭子氏からはこの視察前後の状況をうかがうことができた。伊藤氏は、婦人問題懇話会マスコミ分科会を率いる一方、コペンハーゲンにおける1980年国連婦人の十年中間年の世界会議では、単独でのワークショップ「マスマディアに女性を増やすには」を主催し日本の実情を訴えた。『婦人問題懇話会会報』37号（1982年）でアメリカのアファーマティブアクションの報告を執筆している（<https://doi.org/10.11501/2247447>）。現在、NHK退職者全国協議会会长、NPO法人「高齢社会をよくする女性の会」理事として変わらぬ行動力を発揮されている。

田中寿美子編「雇用の平等をめざして 西欧の運動に学ぶもの」 付・伊藤恭子さんに聞く～1978年海外視察の前後

私は八十四国会に社会党の「男女雇用平等法案」を提案した責任者として、ここ数年来、雇用平等問題を考えていた立場からヨーロッパ諸国の取り組みを見たいと思った。特に日本と同じように先進資本主義国に属している国では、どのようにして男女の雇用を平等にさせ、女性の自立の根拠となる労働権を確立する手立てを立てているのだろうか。立法府にいる立場から参考になる勉強をしたいと考えたのである。こんどの旅は、その一回目であった。

スウェーデン 男女同比率の就業促進 社民政権下で環境整備

スウェーデンでは昨秋、四十年余に及ぶ社会民主労働党(以後社民党と略す。社会党の友党で社会主義インターでは最左翼である)が選挙に敗れ、現在、保守三派の連合政権下にあり中央党党首ファルデル氏が総理である。しかし、いわゆる「スカンジナビア・デモクラシー」の御本尊のスウェーデンは、社民党の政権が長く続いている間に、民主主義に不可欠な条件である両性の平等について、世界の先端をゆくものにしたことは評価してよいと思う。

＜スカンジナビア・デモクラシー＞

私たちは、前総理の社民党首パルメ氏の片腕として厚生大臣、労働大臣を務めた女性議員のアンナ・グレータ・レイヨン¹さんに会うことができた。——ちなみにスウェーデンの国会は、一院制で三百五十人の議員中八十六人が婦人議員で、比率は二五%余になる——レイヨンさんは、地味な婦人で飾り気のない話しぶりだったが、彼女の実績からみると、もう少ししゃべり話ができたら、その情熱を引き出せたのにと残念でした。彼女は一九七二年、社民政権下にできた男女平等のための総理大臣の諮問委員会の委員長を務めてきた。彼女は、この諮問委員会を通して労組婦人、各政党婦人、婦人団体などと力を合わせて平等政策を実行してきた。

＜機械、鉄鉱産業にも女性を採用＞

彼女によれば性差別禁止法や雇用平等法を作るよりも、実際に差別をなくす手立てを政府や企業、労組もつくすべきだというのである。なぜなら長い間培われた男女差別は、法律があってもなくならないからである。しかし法律の助けも必要なので男女同一賃金法も、労働保護法も両親保険制度(例の男女どちらでも取れる有給の育児休暇制度)あるいは職業能力を高めるための職業教育に関する法律や、男女が家庭と職場とを共に責任を分け合えるようにするための労働環境改善法などを制定して、女性が男性と平等に働くような条件作りをしてきた。

¹ Anna-Greta Leijon (1939年-) https://en.wikipedia.org/wiki/Anna-Greta_Leijon (2023年11月21日参照)

しかし一番大切なのは、男の職場、女の職場と別れているものを互いに男女が同じ比率で就職できるようにすることである。そこで男だけの職場例えば機械産業や鉄鉱産業などにも女性を、反対にサービス部門や福祉部門にも男性を入れるような努力がこの国では熱心にされてきた。これは実験的に六州で行なわれ、この政策に応じて男女従業員の比率を一定のワクまで達成する企業には、国の補助金を出すことにしたのである。女権運動の伝統をもつこの国で、これらの実行に女性の力が、大きく作用したことはもちろんである。

<保守政権は雇用のみの限定政策>

ところで保守政権下では、どうなったのだろうか。長年にわたって社民政権が築いてきた政治・経済・社会の民主化の実績は、保守党と踏襲せざるを得ない。男女平等についてもそうだが、現政権は、総理大臣の婦人諮問委員会を廃止して労働大臣直属の雇用平等委員会(EC)を設置し、その委員長にカリン・アンデルセンさんを任命した。目下、「労働生活における男女平等法案」を作つて労組、政党を始め各層の婦人に検討してもらつており、来春には法律を制定するそうである。レイヨンさんは、このように雇用に限定することを批判していたし、スウェーデン労働組合同盟(LO)も主旨には賛成だが、これまでのように労使交渉で男女雇用の平等を実現する方が望ましいとしているようだ。それでも男女同一賃金に関する IL0一〇〇号条約の批准もしたし、前に述べたような平等を保障する各種の法律を制定してきたので、「労働生活における男女平等法案」には、それらの原則がみな含まれている。保守政権の創意ではないのである。ただ社民政権は雇用や労働生活面だけでなく、幅広く全生活面に男女平等を実現することを狙つており、今後、論争があるのでないかと想像した。世論調査で社民政権の支持率は、最高で四〇%を超えていたので恐らく二年後の総選挙では、また政権に戻るだろうと、もっぱらのうわさであった。社民政権は、今度の選挙で婦人の比率三三%まで引き上げることを目標にしていると聞いた。

<出産後九ヵ月間の有給育児休暇>

前記スウェーデンの「労働生活における男女平等法案」のことを語ったとき「両親保険」のことにふれたが、私はこの際、これは「両親手当」と呼んだ方がよいと思う。英語で Par-enthood Benefit となっている。制度としては一連の疾病保険の中に組み込まれているので、「両親保険」と訳されているが、「保険」という観念よりは、もっと背後に婦人政策や家族対策の根幹にふれる考え方方が横たわっていると思うのである。

それは日本でもすでに知られているが、一般に働く女性が出産後与えられる育児休暇の制度を、子どもの父母のどちらがとってもよいことにし、男女にともに保障される有給休暇のことである。日本のように、ようやく国際婦人年の年(一九七五年)に女性教員、看護婦、保母にだけ無給で与えられるようになった「育児休業」制度を発足させた国からみれば、あまりにも進みすぎている感じがするだろう。

スウェーデンの制度は、働く女性が出産したのち九ヵ月間の育児休暇が、また、賃金の九〇%が有給で父親でも母親でもどちらでもとれるという制度なのである。支払いは一般的の医療保険の基金から支払われる。もちろん、この「両親手当」は一九七二年、前政権の社民政権が発足させ、今年一月の改正で有給率を九〇%、期間を九ヵ月までに延ばしたのである。

<人間としての平等保障する思想>

そこに横たわる思想は、徹底した男女役割分業固定制度の打破、徹底して男女に人間として平等の機会を保障する思想であり、職場と家庭の価値を全く同等におくという思想である。それは、私たちの男性型社会でのマイホーム主義とは異なるものであろう。労働の目的は本来、人間を幸せにするものであるはずである。家庭と職場とは、ともに人間の幸せにあわせるべきもの、そのために男女は平等に家庭と職場の責任を分けあい、喜びと苦しみを分けあうべきものである。そして子どもは、乳児のときからそのような状態の中で、育てられるべきものということになるだろう。

前回述べたようにスウェーデンでは、これまで圧倒的に男の職場だったところに女を入れ、女の職場だったところに男を入れるような政策を実行してきた。一方、女性が女性であるためにハンディキャップを負わない政策をとっている。現在どこの国を見渡しても、一番ハンディとされるのは、女が妊娠、出産、子育て、家事を一方的に背負わされることでスウェーデンでは、国際婦人年の前からすでに働く女性に育児休暇を与えていたが、それを男女どちらがとってもよい制度に思い切って改めたのである。といつても、子どもを生むのは女なので実際には出産前一ヵ月産後二ヵ月ぐらいは、普通、女の方が休暇をとり、その後それぞれのケースに応じ、どちらがとってもよい。はじめは三%ぐらいしか男性が育児休暇をとらなかつたが、いまでは一〇%にのぼっている。国際婦人年のころ閣僚であった女性が、出産したあと夫君の方が育児休暇をとったと伝えられた。先日、ストックホルムで聞いた話では、子どもが六歳になるまでこの「両親手当」制度を引き延ばして使ってもよいとのことで、例えば出産前後で両親が六ヵ月休暇をとり、あと三ヶ月を残しておいて、子どもが六歳になるまで必要に応じ、これを使ってもよいのだそうである。これはあくまで子どもと家庭と夫婦の生活を大切にするという考え方から出ているものである。

<豊かに育つには両親の愛育必要>

子どもが人間性豊かに育つためには、男女両方の愛育が必要である、とレイヨンさん(前労働大臣)は言った。保育園や学校で女ばかりに世話をされ、男の手を経ないと、幼児期に子どもたちは、女性は優しいもの、男性とは暴力的なものといったイメージを抱くことになるといった分析もされている。

あとでパリのOECD(経済協力開発機構)本部を訪れて、婦人労働政策担当のマダム・ルックルトルさん(イスラエル人)に会った時、先進諸国の男女平等を比べながら「スカンジナビアの友人たちは、本当にいいせんをいっている」と評していた。これもかつてエレン・ケイを生み、また女権運動の古い伝統のなかから社会民主労働党政権によって政治、経済、社会のあらゆる面で北欧式合理主義と民主主義を育ててきた女性たちの強力な推進力によるものであることは言うまでもない。いま彼女らはトップの女性をふやす一方、つとめて底辺から、地域の草の根運動を土台にして女性の意識変革を進めている。この点は理屈は言っても、日常生活に民主主義が少しも根を張っていない私たち日本の社会、そこにある男女関係を反省しないではいられない。

<重要な生活に根ざした民主主義>

ストックホルム滞在中、おもしろいことを聞いた。現政権(昨年できた保守三派連立政権)の中央党のファルデン首相が、「三十年にいたる政治生活から足を洗って家庭に引っ込みたい」と言い出したというのである。これは私が飛行機の中で英字新聞で読み、ストック

ホルムで日本大使館の松下参事官に真偽をただした 「確かにそんなことを言いましたよ。しかし責任ある地位の人なので軽率だと言わされていました」と。

しかし一国の総理が五十歳代で政治活動を辞めて家庭に入りたいとは、スウェーデンならではの発言と思い面白くもあり、考えさせられました。この人が不安定な保守連立政権の党首であり、二年後の総選挙で負ける可能性が指摘されていることも手伝って、そんな言葉を口にさせたものだろう。

イギリス 法施行 に改善 活躍 性差別

<本質論をさけるジャーナリズム>

ロンドンでは英国婦人委員会や TUC (労働組合評議会)などを訪ね、また知人に会ったりして、性差別禁止法や雇用の平等化について意見を聞き、認識を深めた。保守的な英國の人々が、どんなに性差別禁止法に顔をしかめても、またマスコミがひやかしても、性差別撤廃の思想は少しづつ定着しつつあるようだ。短期間滞在中にも連日、新聞紙上に性差別問題が取り扱われていたし、BBC のラジオ放送は毎夜、性差別について訴える女性たちとのインタビューを長時間にわたり放送していた。

私はグループから離れて六月二十六、七日の二日間マンチェスターに EOC(平等機会委員会)本部を訪ねた。ここの訪問は私の最重点目標であったのだ。広報部長のブローム氏を訪ねて、全一般的な問題点を聞いた。十五人の平等機会委員会委員(うち女性九人)、百三十人のスタッフは実に能率的に働いていた。

第一に私は、性差別禁止法と EOC に対する人々の批判を、どう受け止めているかとたずねた。企業側から送られて、ここの仕事に就いたというブローム氏は、意外にも信念が固かった。なるほど、ジャーナリストとはあまりうまくいっていない。ブローム 氏は「彼らは女には食堂でビールの大ジョッキを出すより小ジョッキの方が似つかわしいとか、パブに夜十時半になっても女が居座っているとか、言葉の問題など、あまりにも些細なことについてあげつらったりしているが、本質の議論をしてほしい。長年にわたって女の賃金を低く格づけしてきたり、昇進の道を閉ざしたり、職場を閉ざしたりしてきた雇用上の差別を取り除くことや、男にしか学校や施設を使わせなかつたり、経済力があつても住居の売買や借りることを拒んだりする差別を追放することは、自然の正義の道理にかなっているはずだ」と強調。今後、ジャーナリストの協力をとりつける方針だとも言った。

また「何と言っても性差別は、雇用において一番目立っているので数も多いが、それも長い間の社会の慣習や制度が作用して起るので、性差別禁止法は幅が広いほどよい。だから雇用に限らず教育、物品や施設サービスの提供、建築物の管理や処理の差別も含んだ法律にしてあるのだ。まだまだ年金や税法などに男女差別がひどいが、それらの法体系まで動かすことは、すぐにはできない」と不十分さを認めていた。

最近問題になったケースの一つは、十二歳の少女が英国の代表的男性ゲームのフットボールで勝ち残ったにもかかわらず、決勝戦に出場させてもらえなかつたもので、これは EOC から地方裁判所に提訴して勝ち、二百五十ポンドの賠償金の支払いを受けたというのであつた。

<雇用に限定すべきでない禁止法>

労組などでは TUC で聞いたように、性差別禁止は雇用だけに絞るべきだという意見が強いようだが、ブローム氏もまた、EOC の他のスタッフもその意見には賛成しない。翌一日、私は雇用部門、法制部門、物品サービス部門、教育部門、政策行政部門などを次つぎに訪れ、分秒を惜しんで質問を続けたが、こここのスタッフの信念が強く能率的なのに感心した。それぞれ三十分、一時間、一時間半と重要な順に時間をとってくれたが、機関銃でも発射するようなスピードで話す人もいた。「あと二分ありますから もう一点」と付け加えたり。

ここで差別事件を取り扱う手続きは、まず最初は手紙か電話で申し込む、それを職員が分類して担当の部に回し、本人を呼んで話を聞く。例えば、職場の女性で昇進の差別を受けているとすれば、使用者を呼んで話し合い、是正するよう説得する。それを聞き入れないとには、調整官が入って調停に似た調整をする。それでも応じなかつたら EOC として勧告を出す。それも聞き入れなかつたら EOC が原告となって労働裁判所に提訴する(雇用以外の問題は地方裁判所へ) 労働裁判所は行政審判機関で、ひとりの裁判官と労使代表ふたりがひと組になって事件を受け持つ。その判定にも応じなければ控訴裁判所へ。最後は、最高裁に当たる上院へとなる。

<女性校長の恋愛——辞職で大論争>

もう一つ、ちょうど私がいるところ大騒ぎになっていたのは、サクセスのある高校の女校長が結婚するつもりで妻子ある男性教師との恋愛で妊娠し、子供を生むと発表した後に相手に逃げられた事件で、郡の校長会や教育委員会が連日協議しているうちに、この女校長は自ら辞職を申し出てしまった。そのため新聞などで大論争になっていた。とくに生徒たちの意見が面白かった。——校長先生はとても立派な先生だ。相手の男性が職を辞めもしないのに、なぜ女性校長が辞めなければならないか。校長の誤りは相手が結婚すると考えちがいしたこと、結婚して子どもを生むと発表してしまったことだというのである。

私は EOC でこの問題に介入しないのかとたずねたら、大変複雑なので手を出していないが、本人が申告すればもちろん協力するし、また将来、世論の高まりによっては、介入することもあるかもしれないということだった。

いずれにせよ、男女同一賃金法や性差別禁止法、EOC を計画し、実施したのは労働党政府であることをここに改めて記しておこう。

フランス

ローマ条約の実現へ

もつか平等法案を検討中

<女性の支持狙い 有名人起用>

フランスは春の総選挙で左翼連合が敗れて保守連合政権(民連合と呼ぶ)の下にあるが、保守政権の下でも婦人の権利要求は強く、国際婦人年の年には婦人問題担当本部長にフランソワーズ・ジルーさんを任命、メキシコ会議に送っている。ジルーさんは「婦人のための一〇〇の政策」を作った人である。

女性の支持も必要とあって現政権は、有名な厚生家庭大臣シモーヌ・ベイユさんを始め四人の女性閣僚を任命している。四人のうち二人は大臣。私たちは婦人問題担当本部長ニコ

ラ・パスキエ長官に会うことができた。物静かな児童精神医学者のパスキエさんはジルーさんの助言を受け、婦人労働委員会の協力で、もつか男女雇用平等化法案を検討中だと言った。私が先の国会で提案した「男女雇用平等法案」のアウトラインの英訳を持っていたら、コピーを取らせてほしいといわれた。

パスキエさんはフランスの婦人労働委員会が各政党、労組、一般婦人運動家、学者・専門家などで構成されているので、ここを通して大衆婦人の意見をくみ入れると言っていた。フランスは、国連の婦人の地位委員会の熱心なメンバーでもあったことから「国連婦人の十年」の間に、どうしても雇用平等化法を実現したいという考えのようだ。「ECのローマ条約での約束がありますから」とパスキエさんは言った。また一九八〇年の中間世界婦人会議に先立って、来年開かれる「地域会議」までに間に合わせたいとも言っていた。

<婦人委員会形式で意見くむ>

その日の午後、私はフランス婦人労働委員会の委員のマダム・シャトンさんに会い、いろいろと話を聞いた。日米などが婦人局や婦人少年局形式の行政機関をもっているのに対して、フランス始めヨーロッパの国々には、婦人委員会形式で大衆婦人の意見を聞いて行政を行なうというのが多い。イギリスの全英婦人委員会も、そのような働きをしているといえる。シャトンさんは相当の年齢で教育学の教授資格を持ち、専門家として長い間、この婦人労働委員会で婦人政策の助言をしてきた人のようだ。国連婦人の地位委員会にもたびたび代表として出ている人なので、「国連婦人の十年」には情熱をかけていた。

私は翌日、OECD(経済協力開発機構)本部を訪問して、労働教育部長ダイモンド氏(カナダ出身)やその部下のルクルトル女史(イス出身)に会って、約二時間先進諸国での男女平等に対する取り組みの状況について話を聞いた。ちょうど日本の労働省からOECDに出向いている岩田喜美枝さんがおられ、日本の立場などの話も聞くことができた。ルクルトルさんの話では「経済活動における男女平等の機会」に関してのOECD参加各国の調査報告が近いうちに出るとのことでの、そのアウトラインの資料をもらってきた。

ここでも聞いたことだがEC諸国では、一九五八年のローマ条約で男女の同一賃金や雇用の平等についての約束に署名しているので、その実現に、各国とも責任を感じているということだった。一九八〇年の中間総括の年も迫っているので、急にビッチをあげてきたようだ。とくに一九七九年には、それぞれの大陸で「地域会議」というのが開かれることが、最近のウィーンにおける国連婦人の十年準備会議で決ったそうで、その時までには何かをもつて集まろうということらしい。

イタリア なくなる”男性のみ採用” 婦人同盟が運動推進力に

<英国に次ぎ昨年平等法施行>

ECは、一九七五年の国際婦人年に男女労働者の待遇の平等についての原則を発表し、一九七六年、EC閣僚会議でそれを承認した。労働参加、職業訓練、昇進・昇格、労働条件における男女平等の原則がその骨子である。これを受けて、イギリスでは一九七五年に性差別法(内容は性差別禁止法)が施行された。続いてイタリアでは一九七七年十二月、「労働に

関する男女平等法」が施行され、イギリスと同じく一年ごとに、その状況を報告書にとりまとめることが決められている。施行後、半年経過した現在、どんな動きがあったのか。ティナ・アンセルミ²保健衛生大臣らに直接面談の機会を得、うかがった内容を報告する。

「男女平等法が施行されてから、フィアットでは“男性のみ採用”とあった職種にも女性を採用するようになったし、官庁でも女性を採用するケースが増えてきました。“男性に限る”という求人広告はなくなり、就職については、女性が希望すればどんな職種にも応募できるように変わってきています。従来、女性が働いていた職場ですら男性に変えようとしていた動きも、食い止めることができます」。

国際婦人年に、労働大臣に任命されたティナ・アンセルミ女史は、さらに「女性が結婚をし、子どもをもっても働き続けていくための条件作りをもっとしていきたい。保護規定を設けることは、女性にというよりは、むしろ子どものことを十分考えていきたいからもある。しかし、この保護規定によって、女性が男性に差別されることがあつてはならない。大臣をしている私に、反対党の女性も協力してくれている。労働組合や市町村議会にも女性がどんどん進出して、一般女性と密接なつながりをもちながら女性の力を高めていくことが必要である。職業をもつ女性たちは力があるのだから、率先して運動の先頭に立つべきだし、これを通して男女が平等により近づくことになる。平等法施行後一年目の報告書は必ず送ります。実質面の改善を期待していてほしい」とも語ってくれた。

<つぎつぎに法的措置を実現>

私たちは、このあと UDI(イタリア婦人同盟)を訪ねた。この組織は、個人加盟によるグループで、イタリアでは婦人運動の歴史ある団体として高く評価されているようだ。私たちは、UDI の幹部であるマリーナ女史(社会党国会議員)らに会うことができた。マリーナ女史は、「一九七〇年代は“婦人運動の年”といえます。私たちは、女性であるがゆえの差別に対して大集会をもちました。運動を通して力をつけた私たちは、離婚法解消の動きに反対し、それを阻止することができましたし、一九七一年には画期的な保育所設置法を成立させ、一九七四～五年にかけては新しい家族法の成立、一九七七年には労働に関する男女平等法、一九七八年に中絶法をそれぞれ成立させました。こうして資本主義国イタリアにおける女性解放は、法的措置と併せて“女性は男性の従属物ではないのだ”ということを、女性自身の意識変革も含めて行なってきました」と、熱を込めて語ってくれた。

そして、さらに、「イタリア全土から婦人労働者が集まり、ちょうど一週間前(六月十七日)に集会をもちました。“もっと女性は、差別に対して敏感にならなければいけない”と話し合いました。“母性が保護されて、男女平等を実現することこそ大切なのだ”ということを再確認しました。子どもを育てることは、“社会を豊かにすることだ”とは UDI が言い始めたことです。失業者があふれているといわれるイタリアで、とかく弱いとみられがちな女性に、しづ寄せがきているのも事実です。かといって、肩たたきについて弱気になる女性ばかりではなくっています。また、不景気だからパートタイマーでも結構、というのは反対です。パートは賃金も低いし、すべてが半人前扱いとなるのだから、男女平等の賃金は得られません。まさに男女平等法を、この時こそ存分に活用していくべきです」と。

² Tina Anselmi (1927-2016) https://en.wikipedia.org/wiki/Tina_Anselmi (2023年11月21日参照)

<イタリア女性は燃えている>

例年ならばバカンスに入る六月末のイタリアでは、レオーネ大統領の辞任に伴う大統領選挙が行なわれていた。国会に足止めされたアンセルミ女史、マリーナ女史らと語らうチャンスが得られたことは幸いだった。ぎらぎら照りつける太陽の国イタリアが、不景気だとはいえ、大変陽気であること、そして悪夢としか言いようのないモロ氏殺害事件の後遺症が、道行くローマ人の表情に感じられないのには、ひどくもの足りない思いがした。

とはいえる、イタリアの婦人たちが、それぞれの立場で女性の地位向上のために、精力的に運動を展開している姿には、大変感動した。“イタリア女性は燃えている”こんな思いをもちらながら、遺跡の点在する歴史ある町ローマを後にした。

(イタリアの項の執筆者は伊藤恭子さん=元日放労中央婦人部長)

伊藤恭子さんに聞く～1978年の海外視察前後の思い出

山川菊栄文庫資料の整理のなかから見つかった田中寿美子さんの海外視察報告に関連して、実際に随行され、記事の一部を執筆された伊藤恭子さんに当時のお話をうかがってみたいと思った。以下はメール交換に端を発した情報をもとに、ご本人に校閲していただきながらインタビューとしてまとめた記録である。

○ 伊藤さんたちがまとめられた田中寿美子さんのご本でも「雇用平等法案」提出のころのことが書かれています。

伊藤さんはどういう経緯でこの海外視察に参加されたのですか？肩書が元日放労中央婦人部長となっていますが・・・。参加された方は、伊藤さん、弁護士の水島幸子さんのほかにどなたがいらしたのですか？

記憶の範囲でのお答えになりますが、参加者は、田中寿美子団長、八谷ミオ氏（田中寿美子団長秘書）、清水澄子氏（元田中寿美子氏秘書、日本婦人会議事務局長、のちに参議院議員）、弁護士水島幸子氏、弁護士金田絢子氏、弁護士犀川千代子氏、社会保険労務士の方とその友人、伊藤恭子の9名です。

○ 田中寿美子さんとの接点は婦人問題懇話会からということでしょうか？

伊藤さんはどういう経路で懇話会に参加されたのですか？

田中さんには「婦人問題懇話会」を通してご指導いただきましたが、そもそも「婦人問題懇話会」をご紹介して下さったのはNHKの先輩である梶谷典子さん、当時、私は日放労³中央婦人部長でした。1960年代、ドラマのディレクター梶谷さんはNHK内の男女差別に怒り心頭、何とかこの壁を乗り越え無ければならないと必死でした。それからというものの沢山の問題提起をしてくださいました。その後、梶谷さんは遂に念願かなってドラマのデ

³ NHKの職員で構成される、日本放送労働組合の略称。

イレクターとして朝のテレビ小説「繭子ひとり」の演出にも携わることになりました⁴。テロップに「演出 梶谷典子」と文字が映し出されますが、これを見たお連れ合いは「嬉しそうだった」と梶谷さんは微笑みながら私に語ってくれました。日頃、不規則な時間を強いられるドラマ現場の仕事と日常生活とのバランスをとることに苦慮されていた現実に理解を示してくれたとを喜んでおられました。

戦後、NHKはラジオ時代が続きましたがGHQの監視下におかれ、とりわけ女性の地位向上の為の啓蒙番組として「婦人番組」はNHKの看板番組として放送されていました⁵。

男性は応召のため戦前戦後の放送を守った女性達の働きは当時アナウンサー武井照子著「本日は晴天なり」に描かれています。これは、朝のテレビ小説「連続テレビ小説一本日は晴天なり」でも放送されました。梶谷さんは入局当初この「婦人番組」を担当されていたとか、それでもドラマ制作をずっと希望され、配属がかなったのちは、体力勝負のスタジオ現場ですからご自身を鍛えるため電車通勤でも席にすわらず、また当時は珍しいリュックサックをいつも背負っていました。結婚式では、当時上司の縫田暉子さんから祝辞をいただいたと聞いております。縫田暉子さんはご存じ、女性初の解説委員となりNHK退職後、美濃部都政当时、都庁へ転身され、その後、国立婦人会館初代館長となられ、そして、婦選会館市川房枝記念会組織改革などで活躍されました。今も婦選会館の講座「縫田ゼミ」は継続されています。

梶谷さんは国民学校1年生から樋口恵子さんと同級生、その後、戦争を挟んでそれぞれ疎開などで別れはありながらも生涯の友として交流は続きました。残念なことに梶谷さんは一昨年（2022年）89歳でご逝去。コロナの影響下でしたが、樋口恵子さんと私は世田谷区千歳船橋にある介護施設にお見舞いに伺いました。その折の写真は最後の記念になりました。

思えば、樋口、梶谷、伊藤のトリオでアメリカの先進的な女性達との出会いを求めて1976年アメリカの地に降り立つことも、つい昨日のことのように思われるほど記憶は鮮明で感動がよみがえります。アメリカでは婦人問題懇話会と同じような団体の存在に目を見張り、菅谷直子⁶さんを彷彿とさせる老齢な女性が応対してくれました。樋口、梶谷、伊藤で本当に菅谷さんのような方・・・と異口同音に思いを同じくしたことを思い出しますが、正式名称を恥ずかしながら記憶の彼方・・・。

⁴ 梶谷典子がNHKの連続テレビ小説で演出を務めた作品には、「あしたの風」（1962年）、「繭子ひとり」（1971年）、「北の家族」（1973年）、「水色の時」（1975年、「いちばん星」1977年）がある（NHKアーカイブサイト「連続テレビ小説 全リスト」で検索（2023年11月30日確認）。

⁵ 1951年当時NHK婦人課では、ラジオ番組「婦人の時間」「主婦日記」「勤労婦人の時間」「女性教室」など8つを制作していた。また1959年には教育テレビの放送開始とともに「婦人学級」がスタートした（以上、日本女性放送者懇談会編『放送ウーマンの70年』講談社、1994年参照）。

⁶ 菅谷直子（1909 - 2006年）戦後、山川菊栄が発刊企画した『婦人のこえ』編集や婦人問題懇話会事務局長を務めた。[日本婦人問題懇話会の軌跡サイト内](#)（2023年11月24日確認）

また当時、婦人問題懇話会会員の赤松良子さんが国連公使として赴任中、お宅にお邪魔した後、国連事務局を訪問、翌日は4人で「性の政治学」著者ケイト・ミレット⁷氏宅を訪問、丁度バカンスでポーキプシーの別荘にご滞在中、ニューヨークからポーキプシー迄の車中も日頃忙しい4人での語らいの時間となりました。ケイト・ミレット宅では、お庭でバーベキューをご馳走になりながら語り合いました。

後日、MS編集長のグローリア・スタイルネム⁸さんを編集部に訪れ颯爽たるお姿に圧倒された記憶がよみがえります。

その後、アメリカABCテレビスタジオに向かう。今回の視察旅行をコーディネートしてくれたA.ボッスーJr.と共に番組の司会者キャロル・クラインが出迎えてくれた。テレビ番組「日本女性大いに語る」に出演するためスタジオ入りした3人であった。日頃テレビ出演にはご常連の樋口恵子さんと共に「国連婦人年の10年～日本の民間女性達は今」について、日本女性の地位向上に努力する日本女性達の活動を紹介しました。外圧に弱い日本ですから是非このチャンスを活かしたい、アメリカでの発言はどこまで浸透できたのか?いずれにしましても国内外での発信は少なからず世界に発信されて伝わって行くことを期待しながらの旅を経験しました。1978年の視察旅行はその出発点ともなるものでした。

その後、田中寿美子先生とは、上田哲氏参議院議員選挙出馬の応援のときに、右傾化する世の中に歯止めをかけて、「テレビが危ない」のキャッチフレーズに賛同して下さって一緒に活動することになったのです。

当時は盛り上がり、テレビの劣化をくい止めることが一時的にはできたのか?それでもその灯火はいつの間にやら燃え尽き症候群となりました。

今また世の中に「テレビが危ない」と声高に発信する時代を繰り返すことによって様々に劣化する状況をくい止めることができるのか?もっと多くの情報が氾濫する中で、テレビだけではない訳ですから、それに変るキャッチフレーズを掲げなければなりません。

さて、というわけで私と田中寿美子先生の接点を表向きに申上げれば、矢張り婦人問題懇話会でのマスコミ分科会としての活動の中でご指導をいただいたことが挙げられます。

また、菅谷直子さんは、1970年代、私を日中友好の婦人の翼でしたか、婦人代表団25名の訪中団にご推薦してくださって訪中団に参加しております。「あなたも中国へ行ってお勉強していらっしゃい!」と推薦して下さったのです。各職種の代表を選抜されているとか、確か団長は安藤はつえさん(『あいふおーらむ』編集長)その後、安藤はつえさんとは、コペンハーゲン中間年会議に参加したときにアマ大学ホール民間会議でもお目にかかりましたね。安藤さんは当時BPW会長の肩書きでいらしたか、いろいろ繋がっているのですね。

現在、私は、Qの会(クオータ制を推進する会—赤松良子代表)の役員会に「高齢社会をよくする会」から役員として出席しております。

そうそう、1985年国際婦人年世界大会キシコ会議が開催された年、当時の総評婦人対策部長山本まき子氏他単組婦人部長、婦団連櫛田ふき氏らと当時の東ドイツで開催されたもう一

⁷ Kate Millett (1934年-2017年) ([Wikipedia ページ](#)、2023年11月21日参照)

⁸ Gloria Steinem (1934年-) 全米女性政治リーダー会議のメンバー、女性行動連盟の設立者、雑誌『Ms』創設者。([Wikipedia ページ](#)、2023年11月21日参照)

つの国際婦人年世界大会に参加しました。当時、ホーネッカー夫妻を中心とした東ドイツを会場として開催されたもう一つの国際婦人年世界大会がありました。日本代表団は大会後当時のソ連に移動してレニングラードを経由してモスクワから帰国の途につきました。

○ アメリカでのウーマンリブの最先端、また中国の実情も視察されていたということですが、田中寿美子さんとのヨーロッパの海外視察の動機となったのは、雇用平等法の必要性からとのことです。

はい、日本も是非、男女雇用平等法の制定が急がれる中、田中先生は「議員立法」として「男女雇用平等法案」を国会に提案される決意を固めておられました。その遅れを取り戻そうと田中先生は現地の事情をこの目で見て、この耳で聞きたい、「現実の姿を見て確認するために是非一緒に行こう」ということになったのです。議会終了後、ご公務優先の方ですから6月20日出発を目処に2週間の旅になりました。当時キーセン観光⁹など盛んな時代、田中先生は“絶対にそういうツアーや旅行会社はいやだ”といわれて、結局、旅行代金は高いが、旅行社はJTBになりました。経費は70万円ほどになり100万円は切りましたが、諸経費を含めるとかなりお高い値段ではありました。勿論エコノミーですが。田中団長もエコノミー席で団員と共に過ごしました。今の時代には考えられないのですが、満席ではなくゆとりのあるエコノミー席、そして又、今では想像も出来ないアンカレッジ経由でしたから睡眠をとるには十分な時間がありました。募集要項もできてお声かけしましたが、団体10名まで集まって欲しかったのですが、残念！9名でした。9名ではツアコン同行は無理との旅行者の弁、私がツアコン代理となりました。

さて、先方へのインタビューは事前にアポなど対応しましたが、イタリアの情報については婦人問題懇話会の柴山恵美子さんから教えていただいたりしました。最初の訪問国スウェーデンでみた、箱車に乗せられた保育園の子供たちや父親の送迎があたりまえだったことなどとても新鮮でした。残念だったことはフランスのボーヴォワールへの面会はかないませんでした。田中寿美子さんのこと日本でのボーヴォワールといわれて詩を書いて下さった方¹⁰がありますが・・・。

何故、日本にも「男女雇用平等法」を必要とするようになったかということですが、1970年代、欧米先進国では既にイギリスの性差別禁止法、アメリカの機会均等法など先進工業国では雇用の性別を具体的に禁止する法律をもっていました。

一方、その法律をもたなかった日本では働く女性が急増していましたが、雇用の性差別への不満と怒りを抱えていたのです。既に“結婚退職制は違憲”として判例が確定、銀行などの男女の労働が殆ど同じ職場では、労基法の「女性に対する賃金差別禁止」の規定によって男

⁹ 1970年代の国際化進展とともに、国内企業の得意先接待や社員旅行という慣行が東南アジアの外貨獲得政策と結びつき、日本男性の買春団体旅行となる現象が生まれ国際的な非難を浴びた。韓国では妓生パーティがパッケージ化されていることに対して、日韓女性の反対運動も起きていた。（『日本女性史大辞典』（吉川弘文館、2008年）内、ゆのまえ知子執筆の項目「買春観光」を参照）

¹⁰ 松永伍一「日本のボーヴォワールに」（前掲「田中寿美子の足跡」p.222）。

女別賃金体系を是正させる判決が出ていました。が、具体的な雇用差別禁止法がないため裁判は長引き、判決も裁判官の主觀に委ねられていたのです¹¹。

こうした様々な不満を一気に爆発させることになった女性達は「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女性の会」に集い活動することになりました。

この会の仕掛け人は当時参議院議員であった市川房枝さん、田中寿美子さんが日本の閉塞状況を打ち破るために、民間の方々の運動によって推進することが最も良い方法であると考えられました。そして当時、総評の婦人対策部長であった山本まき子さん、評論家として活躍されていた俵萌子さん、吉武輝子さん、樋口恵子さん等に呼びかけ 1975 年新宿の婦選会館に集い発会式が行われました¹²。

海外視察からの帰国後、行動を起こす女たちの会主催で報告会が開かれ、配布されたのが、今回見つかった資料ということになります。

○ 1975 年の国連婦人年以降、国際大会で印象に残っていることはありますか？

1975 年「国連婦人年メキシコ大会」開催、向こう 10 年を「国連婦人の 10 年」とすることを確定しました。

当時、新聞メディアでは『朝日新聞』の松井やよりさんなど女性記者の海外出張はありましたが、NHK では、女性が海外出張することはあり得なかったのです。東浦めいさんは何とかして女性も男性と平等に仕事をしていきたい、「海外出張の機会を得たい」と考えていましたが、この「国連婦人の 10 年」を宣言したメキシコ大会への取材を NHK の職員としてはできませんでした。6 月 19 日のメキシコ大会開会宣言を伝えるリポートについて東浦めいさんが画面から語りかけました。しかし、翌日からのメキシコ報告リポートから東浦めいさんの姿はありませんでした。

これは「日本政府代表団の一員としてメキシコ入りした東浦めいさんで NHK から派遣されたのではない」¹³との理由と聞いております。

¹¹ 女性差別撤廃条約を批准したものの、ILO100 条には批准していないため、「同一価値労働同一賃金原則」の条文を明確にもつ法律は未だ制定されていない。男女の賃金格差は解消せず、労働基準法第四条の女子差別の禁止という条文で賃金差別訴訟を争うしかない状況は、今も続いている。2020 年 4 月施行の「短時間・有期雇用労働法」は、不合理な待遇の禁止と、差別的取り扱いの禁止を規定したものにすぎず、不合理性はあいまいなままであり、これをもって政府の言う「同一労働同一賃金」達成には程遠いといえる（浅倉むつ子『新しい労働世界とジェンダー平等』（2022 年、かもがわ出版）を参照）。

¹² 2016 年制作の DVD 「行動する女が未来を拓く - 行動する女たちの会 20 年の記録 -」のダイジェスト版が「Labor Now」サイト内で見られる（2023 年 11 月 23 日確認）。

https://www.jca.apc.org/labornow/labornowtv/women_story.html

¹³ 日本政府代表は、山川菊栄のあと第 2 代労働省婦人少年局長となった藤田たき（婦人少年問題審議会会長）と高橋展子（労働省婦人少年局長）、大鷹正（外務省国連公使）、日本政府代表代理として 9 名（うち女性 5 名）が任命されたが、唯一の民間人の東浦めいの肩書は「婦人少年問題審議会委員」、ほかは労働省、文部省等の官僚たちだった。のちの志熊淳子・国立婦人教教育会館長もその一人であった（以上、『月刊婦人展望』(241), 市川房枝記念会出版部, 1975-06. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2274198> (参照 2023-12-04)）。

「NHKで働く女性達の集い」で、女性にも海外出張の機会を求める東浦めいさんの姿は目に焼き付いています。新聞メディアでは女性記者の採用が戦前からありました、NHKが女性記者を新卒採用し始めたのは、1964年東京オリンピック女子選手村への取材の必要性に急遽備えてのことと、カメラマンは当時広報室勤務だった、金子鮎子さんという方、学生時代に早稲田大学でフェンシングされていていたスポーツマンで自ら志願して、フィルモという大変重いムービーカメラを担いで女子選手村に取材に入られています。このようにとても遅れた状況がありました。

何とか“国連婦人の10年”を追い風として、女性にも海外出張の機会を認めさせたい、認めてもらいたいと考えていた東浦めいさんでした。

しかし、それをかなえることはできませんでした。その悔しい思いはことあるごとに語り続けて、1971年、縫田暉子さんに続き「解説委員」になられてからは公の場で発言される機会は増えて影響力も發揮されて活躍されました。

○ 国連婦人の十年当時と現代を比較してみて感じることはありますか？

日放労中央婦人部の調査をみてみると、1975年、国連婦人年当時、女性職員の割合は約6.7%でしたが、2021年度は21.1%と約半世紀を経て約3.5倍増となり、定期採用の女性の割合は51.6%となっています。また、全体に占める女性割合は22%、全管理職に占める女性割合は12%です¹⁴。組合は、「NHKは公共放送（公共メディア）として多様な価値観を持つ人たちが働きやすくなるよう、職場環境の整備などを経営に訴える取り組みを続けていく」と春闘総括で決意を語っています。

そして、2021年度女性活躍推進について、「女性職員の割合は21.1%、女性管理職の割合は11.5%、定期採用の女性の割合は51.6%となっています。なお、NHKでは女性管理職の活躍推進については、2025年度の割合を15%以上とし、2030年度には25%達成目標にかけいますが、全体の管理職での女性比率はまだまだ道半ば」と言わざるをえない、と・・・。

○ 貴重なお話を本当にありがとうございました。

(質問と注記 山川菊栄記念会・山口順子)

¹⁴ NHKの女性比率は2,275人中(22%) 女性管理職/全管理職12%、職種別では、放送(女性1556人)、比率26.2%、技術(346人)、比率11.7%、事務(373人)、25.8%(NHKサイト・<https://www.nhk.or.jp/faq-corner/1nhk/03/01-03-10.html>による2022年度の公表数値。)